(B)　ペルー料理人に免許を付与するためのペルー料理に関するペルーの国家試験に合格していること。ただし、ペルー政府から日本国政府への当該国家試験の制度の設立についての通報を受け、日本国政府からペルー政府に対し、不当に遅滞することなく、当該国家試験の制度を承認する旨の通報が行われる場合に限る。

(C)　日本国への入国及び一時的な滞在に係る申請を行った日の直前の一年の期間に、ペルーにおいてペルー料理人として妥当な額の報酬を受けており、又は受けていたことがあること。

(ii)　ペルー料理人として七年以上の実務経験を有し、かつ、教育機関においてペルー料理人としての技能を習得するための三年以上の教育を受けた後、ペルーにおいて国に代わって当該教育機関が発行する修了証書を取得していること。

注釈1　この(c)の規定の適用上、「妥当な額の報酬」とは、日本国の当局が毎年計算するペルー国内の全ての産業における被用者の平均賃金額を超える額の報酬又はこれに相当するもの（現金によるものに限る。）であって、ペルーの労働雇用促進省が公表する給与及び賃金に関する全国調査において示される入手可能な最新の統計資料に基づくものをいう。

注釈2　注釈1に規定する「平均賃金額」であって、二千七年六月時点のものは、二千百二十八ヌエボ・ソルである。

注釈3　この(ii)の規定は、(i)(B)に規定する試験が日本国政府からペルー政府に通報されるまでの間、ペルーの国民について適用する。

2　1(a)又は(b)に規定する自然科学又は人文科学に関する高度の水準の技術又は知識を必要とする活動とは、1(a)又は(b)の活動に従事する国民が、原則として、大学教育（学士）若しくはそれ以上の教育を修了すること又は十年以上（教育機関において当該技術又は知識に関する科目を専攻した期間を含む。）当該活動に従事することによって得た自然科学又は人文科学の専門的な技術又は知識を用いることなく従事することができない活動をいう。

（第二編は、スペイン語及び英語により作成され、この附属書の不可分の一部を成す。）

附属書九（第十章関係）　政府調達

第一編　日本国の表

第一節　中央政府の機関

1　物品

(a)　基準額

十三万特別引出権

(b)　調達機関

二千十年十二月三十一日の時点において世界貿易機関設立協定附属書四政府調達に関する協定附属書1の日本国の付表1の適用を受ける機関であって、次に掲げるもの

衆議院
参議院
最高裁判所
会計検査院
内閣
人事院
内閣府
宮内庁
国家公安委員会（警察庁）
金融庁
消費者庁
総務省
法務省
外務省
財務省
文部科学省
厚生労働省
農林水産省
経済産業省
国土交通省
環境省
防衛省

2　サービス

(a)　基準額

(i)　建設サービス

四百五十万特別引出権

(ii)　第十章の規定の適用を受ける建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービス

四十五万特別引出権

(iii)　その他のサービス

十三万特別引出権

(b)　調達機関

1に規定する調達機関

第一節に関する注釈

1　この節に掲げる調達機関には、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）及び内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）に定める全ての内部部局、外局及び附属機関その他の機関並びに地方支分部局を含む。

2　第十章の規定は、この協定の効力発生の時に有効な法令に従って協同組合又は連合会との間で締結する契約については、適用しない。

第二節　地方政府の機関

1　物品

(a)　基準額

二十万特別引出権

(b)　調達機関

二千十年十二月三十一日の時点において世界貿易機関設立協定附属書四政府調達に関する協定附属書Ⅰの日本国の付表2の適用を受ける機関であって、次に掲げるもの

北海道
青森県
岩手県
宮城県
秋田県
山形県
福島県
茨城県
栃木県
群馬県
埼玉県
千葉県
東京都
神奈川県